

(様式第2号)

## 団体概要書

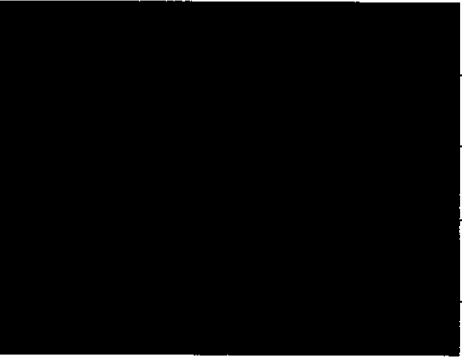
団体の名称	特定非営利活動法人 らいず
団体所在地	奈良県天理市川原城町708番地
活動の開始年月	2015年 9月
法人格	<input checked="" type="radio"/> 申請中・なし (該当するものに○印をつけてください)
認証・許可年月日	2015年 9月 10日 所轄：奈良県
活動分野 (主なもの3つ程度までに○をつけて下さい)	1. 保健・医療 <input checked="" type="radio"/> 2. 福祉 3. 社会教育 4. まちづくり 5. 観光の振興 6. 農山漁村の振興 7. 中山間地域の振興 8. 学術 9. 文化・芸術 10. スポーツ 11. 環境の保全 12. 動物愛護 13. 災害救援 14. 地域安全 活動 15. 人権・平和 16. 国際協力・交流 17. 男女共同参画 18. 子ど もの健全育成 19. 子育て支援 20. 情報化社会の発展 21. 科学技術 22. 経済活動の活性化 23. 職業能力・雇用機会 24. 消費者の保護 25. 団 体の連携・支援 26. その他 ( )
主な活動対象地域	奈良県
現在の活動内容	2015年9月に『特定非営利活動法人 らいず』を立ち上げ、2016年1 月、同所在地に生活介護および就労継続支援 B 型事業所として『多機能事業 所 すたんどあっぷ』を開所しました。2020年8月に『居宅介護支援事業 所 めぞん』を開所し、また、2022年8月に『多機能事業所 すたんどあ っぷⅡ』を開所しました。 現在33名の利用者さんが内職やりネン作業、パソコンを使った作業など、そ れぞれの特性を生かした作業を行ったり、居宅サービスを利用したりしてい ます。 個人会員数 33人 : 団体会員 0団体 : 専従職員 13人
これまでの活動実績 (行政や企業、他団体 との協働事業実績を含 む)	・やまびこコンサート ・柳本さくら祭り ・柳本夏祭り ・ふれあい交流会 ・県庁販売会
寄附者へのPR (寄附を活用して 取り組みたい活動内容)	当法人では、利用者さんが地域の中で生き生きと楽しく過ごせるよう、上記 の活動をさらに充実させていきたいと考えております。 また事業所や駅周辺などの清掃活動も行っており、さらに精力的な活動がで きるように清掃用具を揃えさせて頂きたいと考えております。 今後の活動を円滑に行っていくためにもお力添えのほど、よろしくお願いい たします。

(様式第3号)

令和 5年 12月 15日現在

団 体 役 員 名 簿

団体名： 特定非営利活動法人 らいず

役 職 名	氏 名	住 所
理事	濱本 学	
理事	島 拓真	
理事	中井 さつき	
理事	染中 貴臣	
監事	久保田 善裕	

(注) この用紙に記載された情報をPDF化して基金のホームページ上に掲載する際には、個人情報保護の観点から、住所欄にマスキング処理を施します。

特定非営利活動法人 らいず 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 らいず という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県天理市川原城町708番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の中で生きる障害児・者を含むすべての人に対して地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、安心して暮らしていける地域社会の構築に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)社会教育の推進を図る活動
- (3)まちづくりの推進を図る活動
- (4)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5)地域安全活動
- (6)人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7)子どもの健全育成を図る活動
- (8)経済活動の活性化を図る活動
- (9)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
  - ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援



## 事業

- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(日中一時支援)
- ⑤ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(移動支援)
- ⑥ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑦ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)



第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。



- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

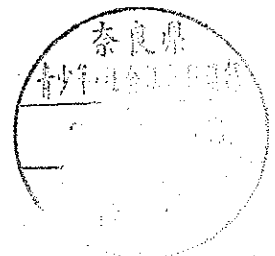
第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。



## 第5章 総会

### (種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

### (構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬

### (開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

### (招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

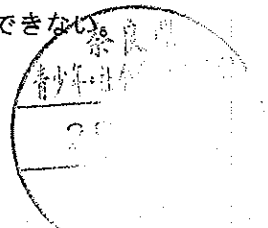
### (議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

### (定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

### (議決)



第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

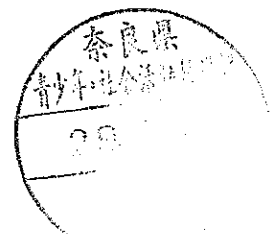
3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名





## 第6章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 暫定予算
- (5) 予備費の使用
- (6) 理事の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ)に関する事項
- (9) 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (11) 資産の管理方法
- (12) この定款の施行について必要な細則
- (13) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

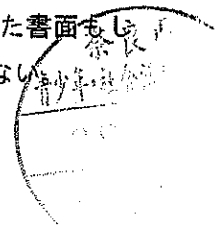
第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。



(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名、押印しなければならない。

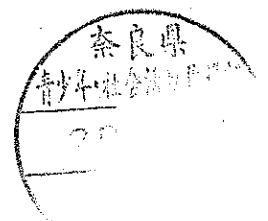
## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費



- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

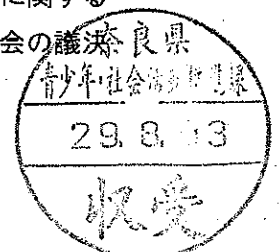
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。



2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第24条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

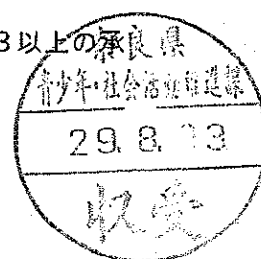
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の



諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第13条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 拠出金品の不返還

(拠出金品の不返還)

第54条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第11章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。



附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	濱本 学
副理事長	辻本 香織
理事	森田 しげ子
監事	久保田 善裕

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から29年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 正会員 1000円 賛助会員 500円
  - (2) 年会費 正会員 2000円 賛助会員 500円

(※) これは、当法人の定款である。

原本と相違ないことを証明します。

平成 29 年 8 月 3 日

特定非営利活動法人 らいず  
理事 濱本 学



## 令和 4 年度 事業報告書

令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 らいず

### 1 事業の成果

生活介護事業、就労継続支援 B 型、「すたんどあつぷ」介護支援事業所「めぞん」の事業を行った。

令和 4 年 8 月に多機能事業所「すたんどあつぷⅡ」を開所した。

ホームページ及び SNS 等を活用して PR 活動をさらに活発に行った。

まだまだ新型コロナウイルスの影響はあるものの、少しずつ地域のイベントへの参加や、外での活動を増やしていった。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	生活介護 就労継続支援 B 型 居宅介護	月～金 月～金 月～土	天理市 桜井市 等	15 人	市内近隣の障害者 25 人	48,220
②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業	事業実施しなかった					0
③障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	事業実施しなかった					0

<p>④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (日中一時支援)</p>	<p>事業を実施しなかった</p>					<p>0</p>
<p>⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業 (移動支援)</p>	<p>移動支援</p>	<p>月～土</p>	<p>奈良県内</p>	<p>5人</p>	<p>9人</p>	<p>330</p>
<p>⑥児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p>	<p>事業実施しなかった</p>					<p>0</p>
<p>⑦児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p>	<p>事業実施しなかった</p>					<p>0</p>



# 活 動 計 算 書

特定非営利活動法人らいず

【税込】(単位:円)

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

【経常収益】			
【受取助成金等】			
受取助成金		1,295,070	
【事業収益】			
就労支援事業収益		67,115,535	
【その他収益】			
受取 利息	755		
受取 配当	400		
雑 収 益			
経常収益 計	1,210,398	1,211,553	
【経常費用】			69,622,158
【事業費】			
(人件費)			
臨時雇賃金	18,776,895		
臨時雇賞与	1,692,000		
法定福利費(事業)	2,945,640		
教養娯楽費(事業)	696,815		
福利厚生費(事業)	531,021		
人件費計	24,642,371		
(その他経費)			
売上 原価	3,521,212		
諸 謝 金	252,366		
旅費交通費(事業)	152,410		
車 両 費(事業)	1,796,593		
通信運搬費(事業)	767,421		
消耗品 費(事業)	612,012		
修 繕 費(事業)	198,233		
水道光熱費(事業)	760,086		
賃 借 料(事業)	5,518,352		
減価償却費(事業)	7,805,808		
保 險 料(事業)	2,379,401		
諸 会 費(事業)	154,000		
その他経費計	23,907,894		
事業費 計			48,550,265
【管理費】			
(人件費)			
役員 報酬	7,375,000		
人件費計	7,375,000		
(その他経費)			
消耗品 費	1,146,146		
修 繕 費	144,820		
広告宣伝費	582,090		
接待交際費	1,254,210		
保 險 料	829,920		
諸 会 費	3,000		
租税 公課	2,401,046		
支払手数料	1,365,708		
支払 利息	235,358		
雑 費	238,664		
その他経費計	8,200,962		
管理費 計			15,575,962
経常費用 計			64,126,227
当期経常増減額			5,495,931
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			

# 活動計算書

特定非営利活動法人らいず

[税込] (単位:円)

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日

経常外費用 計

税引前当期正味財産増減額

0

当期正味財産増減額

5,495,931

前期繰越正味財産額

5,495,931

次期繰越正味財産額

18,791,563

24,287,494

# 貸借対照表

特定非営利活動法人らいず  
全事業所

【税込】(単位:円)  
令和5年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		未払金	3,806,300
現金	102,985	預り金	142,910
普通預金	25,596,449	流動負債合計	3,949,210
定期積金	2,430,000	<b>【固定負債】</b>	
現金・預金計	28,129,434	長期借入金	38,800,400
(売上債権)		長期未払金	554,400
未収金	10,712,898	リース債務	1,466,300
売上債権計	10,712,898	固定負債合計	40,821,100
(その他流動資産)		<b>負債合計</b>	<b>44,770,310</b>
前払金	396,000	<b>正味財産の部</b>	
前払費用	104,307	前期繰越正味財産	18,791,563
仮払金	1,000	当期正味財産増減額	5,495,931
その他流動資産計	501,307	<b>正味財産合計</b>	<b>24,287,494</b>
流動資産合計	39,343,639		
<b>【固定資産】</b>			
(有形固定資産)			
建物	22,070,255		
建物附属設備	883,000		
車両運搬具	13,564,068		
什器備品	5,580,916		
リース資産	2,455,200		
減価償却累計額	△ 16,623,331		
有形固定資産計	27,930,108		
(投資その他の資産)			
差入保証金	62,190		
保険積立金	1,555,200		
出資金	10,000		
投資その他の資産計	1,627,390		
固定資産合計	29,557,498		
<b>【繰延資産】</b>			
繰延資産	156,667		
繰延資産計	156,667		
<b>資産合計</b>	<b>69,057,804</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>69,057,804</b>

## 財務諸表の注記

特定非営利活動法人らいず

令和5年 3月31日 現在

**【重要な会計方針】**

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1). 固定資産の減価償却の方法

建物：定額法 車両運搬具：定率法 リース資産：リース期間定額法

繰延資産：均等償却

(2). 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

**【固定資産の増減内訳】**

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
(有形固定資産)						
建物	10,410,255	11,660,000		22,070,255	3,868,876	18,201,379
建物附属設備		883,000		883,000	66,845	816,155
車両運搬具	9,007,938	4,556,130		13,564,068	9,297,262	4,266,806
什器 備品	1,920,108	3,660,808		5,580,916	2,333,248	3,247,668
リース資産	2,455,200			2,455,200	1,057,100	1,398,100
(繰延資産)						
繰延 資産	196,667			196,667	40,000	156,667
合計	23,793,501	20,759,938	0	44,553,439	16,623,331	27,930,108

**【借入金の増減内訳】**

長期借入金

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	17,596,800	27,000,000	5,796,400	38,800,400
合計	17,596,800	27,000,000	5,796,400	38,800,400

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人らいず  
全事業所

【税込】(単位:円)  
令和5年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金		102,985	
普通預金		25,596,449	
大和信用金庫 天理支店①		(25,464,061)	
奈良中央信用金庫 結崎支店②		(61,911)	
南都銀行 天理支店		(70,477)	
定期積金		2,430,000	
現金・預金計		28,129,434	
(売上債権)			
未収金		10,712,898	
奈良県国保連合会		(10,229,878)	
桜井市		(22,550)	
天理市		(319,670)	
奈良市		(7,300)	
上牧町		(102,000)	
斑鳩町		(31,600)	
売上債権計		10,712,898	
(その他流動資産)			
前払金		396,000	
前払費用		104,307	
仮払金		1,000	
その他流動資産計		501,307	
流動資産合計			39,343,639
【固定資産】			
(有形固定資産)			
建物		22,070,255	
建物附属設備		883,000	
車両運搬具		13,564,068	
什器備品		5,580,916	
リース資産		2,455,200	
減価償却累計額		△ 16,623,331	
有形固定資産計		27,930,108	
(投資その他の資産)			
差入保証金		62,190	
保険積立金		1,555,200	
出資金		10,000	
投資その他の資産計		1,627,390	
固定資産合計			29,557,498
【繰延資産】			
繰延資産		156,667	
店舗敷金		(156,667)	
繰延資産計		156,667	
資産合計			69,057,804
		《負債の部》	
【流動負債】			
未払金		3,806,300	
従業員		(2,792,600)	
利用者		(219,350)	
年金事務所		(378,815)	
その他補助		(415,535)	
預り金		142,910	
源泉所得税(給料)		(142,910)	
流動負債合計		3,949,210	
【固定負債】			

# 財 産 目 録

特定非営利活動法人らいず  
全事業所

[税込] (単位: 円)  
令和5年 3月31日 現在

長期借入金	38,800,400		
福嶋	(14,500,000)		
奈良中央信用金庫H31.4~	(198,400)		
大和信用金庫R4.6~	(10,713,000)		
大和信用金庫R4.6~②	(13,389,000)		
長期未払金	554,400		
エブリイワゴン	(554,400)		
リース債務	1,466,300		
シャープ複合機及びUTM	(1,466,300)		
固定負債合計		40,821,100	
負債合計			44,770,310
正味財産			24,287,494